

令和 2 年第 3 回  
美唄市議会定例会会議録  
令和 2 年 9 月 18 日（金曜日）  
午前 10 時 00 分 開議

---

## ◎議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 委員長報告

- 1 議案第 67 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件（総務・文教）
- 2 議案第 68 号 美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件（総務・文教）
- 3 議案第 69 号 美唄市印鑑条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 4 議案第 70 号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 5 議案第 71 号 令和 2 年度美唄市一般会計補正予算（第 7 号）（予算審査特別）
- 6 議案第 72 号 令和 2 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）（予算審査特別）
- 7 議案第 73 号 令和 2 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 2 号）（予算審査特別）
- 8 認定第 1 号 令和元年度美唄市一般会計決算認定の件（決算審査特別）
- 9 認定第 2 号 令和元年度美唄市民バス会計決算認定の件（決算審査特別）
- 10 認定第 3 号 令和元年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件（決算審査特別）

- 11 認定第 4 号 令和元年度美唄市下水道会計決算認定の件（決算審査特別）
- 12 認定第 5 号 令和元年度美唄市介護保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 13 認定第 6 号 令和元年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 14 認定第 7 号 令和元年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件（決算審査特別）
- 15 認定第 8 号 令和元年度市立美唄病院事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 16 認定第 9 号 令和元年度美唄市水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 17 認定第 10 号 令和元年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 第 3 議案第 74 号 美唄市農業委員会委員任命の件
- 第 4 意見書案第 5 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第 5 意見書案第 6 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 第 6 意見書案第 7 号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書

---

## ◎出席議員（14 名）

議 長 金 子 義 彦 君  
副議長 桜 井 龍 雄 君

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 伊 藤 真 久 君 |
| 2 番  | 森 明 人 君   |
| 3 番  | 齋 藤 久美夫 君 |
| 4 番  | 山 上 他美夫 君 |
| 5 番  | 山 崎 一 広 君 |
| 6 番  | 川 上 美 樹 君 |
| 7 番  | 楠 徹 也 君   |
| 8 番  | 松 山 教 宗 君 |
| 9 番  | 本 郷 幸 治 君 |
| 10 番 | 紫 藤 政 則 君 |
| 12 番 | 谷 村 知 重 君 |
| 13 番 | 小 関 勝 教 君 |

#### ◎出席説明員

|            |           |
|------------|-----------|
| 市 長        | 板 東 知 文 君 |
| 副 市 長      | 市 川 厚 記 君 |
| 総 務 部 長    | 猪 谷 憲 恭 君 |
| 市 民 部 長    | 松 田 公 史 君 |
| 保健福祉部長     | 高 橋 英 雄 君 |
| 都市整備部長     | 米 澤 勝 君   |
| 市立美唄病院事務局長 | 今 澤 清 隆 君 |
| 消 防 長      | 相 馬 一 司 君 |
| 総務部総務課長    | 平 野 太 一 君 |
| 総務部総務課長補佐  | 高 橋 修 也 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 教育委員会教育長  | 天 野 政 俊 君 |
| 教育委員会教育部長 | 阿 部 良 雄 君 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 選挙管理委員会委員長  | 高 田 豊 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 日 下 聡 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 農業委員会会長   | 今 田 邦 彦 君 |
| 農業委員会事務局長 | 高 田 裕 二 君 |

|         |           |
|---------|-----------|
| 監 査 委 員 | 後 藤 樹 人 君 |
| 監査事務局長  | 根 布 忠 幸 君 |

#### ◎欠席説明員

|         |         |
|---------|---------|
| 経 済 部 長 | 東 貴 弘 君 |
|---------|---------|

#### ◎事務局職員出席者

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 村 谷 昌 春 君 |
| 次 長     | 門 田 昌 之 君 |

午前10時00分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

経済部長東貴弘君は、本日都合により欠席いたします。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5 番 山崎一広議員

6 番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第67号「北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件」ないし順序17、認定第10号「令和元年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件」の以上17件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第67号及び議案第68号の以上

2件について、楠総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長楠徹也議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第67号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件及び議案第68号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月8日、委員会を招集して審査いたしました。はじめに、議案第68号に対する質疑・答弁について申し上げます。過疎法の今後の見通しについてはどうか、との質疑に対し、過疎法については、来年3月の期限となっているが、現行の過疎地域については、全国過疎地域自立促進連盟北海道支部を通して、新たな過疎法においても、引き続き対象とするよう要請をしているとの答弁がありました。

なお、議案第67号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第67号及び議案第68号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第69号及び議案第70号の以上2件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第69号美唄市印鑑条例の一部改正の件及び議案第70号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件、以上2件について産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月4日、委員会を招集して審査いたしました。はじめに、議案第69号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。マイナンバーカードを持っている人は住民票と印鑑登録証明書がコンビニエンスストアで交付が可能となることであるが、全国どこでも利用可能となるのか。また、市内の状況はどうなっているのか、との質疑に対し、多機能端末を設置しているコンビニエンスストアであれば、全国どこでも利用可能となっており、市内においては、セブンイレブン、ローソン、セイコーマートで利用が可能となるが、多機能端末が設置されていない、はまなすクラブについては、利用できないと承知しているとの答弁がありました。

なお、議案第70号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第69号及び議案第70号の以上2件は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第71号ないし議案第73号の以上3件について、松山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第71号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第7号）、議案第72号令和2年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第2号）及び議案第73号令和2年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員

会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月9日、委員会を招集して審査いたしました。はじめに、議案第71号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。地域情報化運用事業について、光回線整備事業については、実際に市民が利用できるのはいつになるのか。また、総事業費7億3,300万円と非常に大きな事業であるが、地元業者に対する経済効果は見込まれるのか、との質疑に対し、供用開始の時期は令和3年度末か令和4年度には利用可能予定となっている。工事の施工にあたっては、地元業者等が施工可能な部分については、できるだけ地元でできるようNTTに対して要望していくとの答弁がありました。

次に、行政情報化運用事業について、マイナンバーカードの交付枚数について、美唄市内での実績は、との質疑に対し、8月末現在の発行枚数は3,706枚となっているとの答弁がありました。

次に、地域福祉会館管理運営事業について、地域福祉会館への委託料追加分として支払われる一律10万円の根拠は、との質疑に対し、各福祉会館に対して、収入状況等を報告いただいたところ、平均して昨年度より65パーセント程度減少している状況であったことから、現在の1館あたり約20万円程度の指定管理料の半額に相当する額として、10万円としたとの答弁がありました。

次に、総合福祉センター管理運営事業について、赤外線サーモグラフィー設置することにより、発熱者を発見した場合の対応と納品日、設置場所は、との質疑に対し、発熱者を

発見した場合、自宅待機か病院に行くよう助言することとしている。また、今回導入予定の機器については、既存の機器のため、納入に時間はかからない。なお、設置場所は玄関を予定しているとの答弁がありました。

次に、空知団地管理事業について、空知団地用地として機構から土地を購入し、今まで土地を売却しているが、土地を売却したことによって売却益が出たのか、売却損が出たのか、との質疑に対し、今回の土地の売買により、今までの売却総額が機構からの購入額を上回ったことから、結果として、売却益となったとの答弁がありました。

次に、交流拠点施設管理事業について、サーモグラフィーの導入について今回の補正予算では、本庁舎や教育委員会が所管している施設では、1つも提案されていないが、導入についての今後の考え方について。また、毎日大勢の職員、不特定多数の人が出入りしている本庁舎の安全対策については検討していないのか、との質疑に対し、これまで一部の施設に限り、サーモグラフィーの導入を進めてきたが、今後も本庁舎などの公共施設全般について、どのような対策が必要なのか、再度全庁的に議論していくとともに、本庁舎を含めた施設の管理マニュアルなども見直していきたいとの答弁がありました。

次に、美唄市国設スキー場管理運営事業について、美唄市国設スキー場のレストハウスのトイレ改修で綺麗になるわけだが、夏場の利用として我路ファミリー公園キャンプ場利用者のトイレの利用についてはどう考えているのか。また、食堂についても再開することだが、現在指定管理者との間でどのよう

な協議になっているのか、との質疑に対し、キャンプ場利用者の夏場のトイレ利用について、スキー場のレストハウスは夏場閉鎖している状況であるが、来期以降は施設を管理している都市整備部と十分協議しながら、検討していく。また、食堂については、指定管理者のアンビックスと厨房改修の思いが一致し、今いる人材でできる範囲の品数で食堂を再開したいとの答弁がありました。

なお、議案第72号令和2年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第2号）及び議案第73号令和2年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第71号ないし議案第73号の以上3件については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、桜井決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました、認定第1号令和元年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号令和元年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号令和元年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号令和元年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第5号令和元年度介護保険会計決算認定の件、認定第6号令和元年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第7号令和元年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の

件、認定第8号令和元年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第9号令和元年度美唄市水道事業会計決算認定の件、及び認定第10号令和元年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月10日、9月11日、9月14日及び9月15日の4日間、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第1号令和元年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

まず初めに、第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。はじめに、移住・定住促進事業について、企画費の不用額が生じた理由と、移住・定住に対しての行政としてのどのような取り組みをしているのか、との質疑に対し、不用額が生じた理由としては、移住・定住の申請者数が当初見込んでいた予定数に達しなかった事が理由である。また、今後においては、美唄市の魅力をしっかり伝えていけるよう、他市の先進的な事例を調査して、施策に取り組んでいく、との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。はじめに、へき地保育所管理運営事業について、ピパの子保育園や認定こども園ひまわり、へき地保育所の保育の内容について

て違いがあるのか、との質疑に対し、ピパの子保育園や認定こども園ひまわりにおいては、通常の運動を通した保育のほかに、運動支援事業としてサッカー教室や体育教室を年に数回講師を招いて実施しているが、へき地保育所では通常の運動保育以外は実施していないとの答弁がありました。

次に、合同墓の建設にあたって都市整備部に設計を依頼したとのことであるが、公募型のプロポーザル方式は検討していなかったのか、との質疑に対し、今回計画している合同墓の建設については、合同墓本体の建立のみと考えていることから、合同墓を中心とした広がりまでを提案するようなプロポーザル方式までは考えていない。なお、今後合同墓の管理やお骨の収納方式等の決定については、他市の状況を参考にしながら市民説明会等を経て決定していくとの答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。はじめに、地元就職等応援事業について、美唄尚栄高校卒業生の進路状況と、地元への就職者の状況について、との質疑に対し、卒業生52名のうち、進学は21名、就職が31名となっており、31名のうち、地元へ就職した方は9名となっている、との答弁がありました。

次に、農道離着陸場管理運営事業について、飛行機利用で農業利用が1件となっているが、具体的に何をしたのか。また、イベント利用の8件の内容について、との質疑に対し、農業利用については、防風林に野ネズミ駆除の殺鼠剤を撒くことに使っており、イベントの利用については、よさこい演舞の練習が4回、

写真撮影会が1回、映画上映会が1回、農業機械等の走行テスト2回となっている、との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。はじめに、中心市街地元気創出事業について、今年度からコアビバイの中に新しいスペースができていますが、その運営母体と目的、またどのような形で設置されたのか、との質疑に対し、運営については、美唄市内に点在するクリエイターが連携した、美唄デザイン室に業務委託しており、統一ブランドのデザイン、ブランディングによる付加価値の向上を目指し、にぎわい創出スペースの空間デザイン、イートインスペース及びセレクトショップの企画運営、ワークショップの開催等、中心市街地の活性化を図ることを目的としている、との答弁がありました。

次に、公営住宅の建替え事業について、市営住宅の建替えについては、1日でも早い建替えが必要であるが、その考え方について、との質疑に対し、公営住宅の建替えは皆さんが待ち望んでいるものであり、これからの高齢化を考えると、まち中に必要なものと考えていることから、十分協議をしてまいりたいとの答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。はじめに、救急業務推進事業について、救急出動の件数とその搬送先について、との質疑に対し、救急出動で管内に搬送した件数は、市立美唄病院が438件、北海道せき損センターが100件、しろした病院が2件、花田病院が33件、その他で6件となっている。

管外については、砂川市立病院が 303 件、岩見沢市立病院が 91 件、北海道中央労災病院が 33 件、その他 50 件で合計 1,056 件を救急搬送している、との答弁がありました。

次に、総合体育館整備事業について、総合体育館の床について、近年凹凸が目立ち、また、ささくれもあることから安全面に問題があると思うが、後の整備計画は持っているのか、との質疑に対し、総合体育館の床については建築から 30 年以上たっており、ささくれ等がないように、確認作業を実施し、床の補強、小修繕を繰り返している。今後も利用者の安全面を十分に考慮しながら、引き続き保守・点検を行っていくとの答弁がありました。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。美唄ハイテクセンター貸付金収入について、この貸付金は、単年度で貸して、単年度で入ってくる短期の貸し付けであり、現在のような転がしの貸し付けが続いていることは、長期貸付金と同じであると考えているが、今後の貸付金の考え方について、との質疑に対し、ハイテクセンターにおいては、貸付を行うことにより、経営の安定化と主要事業である貸付オフィス事業の推進が図られるとともに、空知団地への企業誘致についても、ハイテクセンターが担っていることから、当面は短期貸し付けによる経営改善支援を継続することとしている、との答弁がありました。

次に、認定第 3 号令和元年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。短期証・資格証交付世帯における受診状況と、一般被保険者世帯の受診状況はどうなっているのかとの質疑に

対し、資格証は令和元年度の実績で、年間 14 件、受診率は 12.84 パーセント、1 人あたり年間平均で 0.12 回の受診となっている。また、一般被保険者証の方は、令和元年度で年間 80,440 件。受診率は 1,677.61 パーセント、1 人あたりの年間平均で 16 回受診となっている。なお、短期証の対象者については、一般被保険者証と負担割合が同じであるため、現在は算出できないとの答弁がありました。

次に、認定第 6 号令和元年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。恵風園・恵祥園の介護職員の補充状況について、どのような対策を行い、何か対応を考えているのか、との質疑に対し、令和元年度において、各新聞社に職員募集のチラシを 7,325 部折り込んだところ、2 名から応募があり、その 2 名についてはパートタイム職員として採用したところであるが、今現在フルタイム職員問い合わせ等は、一切ない状況である。職員の採用にあたっては、給料は処遇の改善が求められることから、検討組織を立ち上げ検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、認定第 8 号令和元年度市立美唄病院事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち主なものについて申し上げます。病院の建替え計画が中断し、新たな基本計画策定に向けて取り組んでいる中で、現在の病院は老朽化が進んでいるが、そのような状況の中で現場の医療従事者のモチベーションを保たれているのかとの質疑に対し、新病院建設が延期されたことにより、モチベーションの低下や医療サービスの低下を招かないよう、病院長を中心にスタッフ一同で取り組んでいる。

また、患者様に1日も早く綺麗な医療環境が届けられるよう、基本計画策定に向けたヒアリングや議論に積極的に参加しているとの答弁がありました。

次に、認定第9号令和元年度美唄市水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。市内に埋設されている水道管のうち、法定耐用年数40年を経過している水道管の割合と今後の整備方針について、との質疑に対し、市内の水道管のうち、導水管0パーセント、送水管2.2パーセント、配水管9.3パーセントが埋設後40年を経過しているところであるが、実使用年数は管の材質等にもよるが、40年から80年程度となっている。しかしながら、水道管は市民生活に欠かせない重要なライフラインであることから、現在策定中のアセットマネジメント計画に基づき、効率的にかつ効果的に管理・更新を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、総括質疑にかかる質疑・答弁について申し上げます。予算執行の行政効果を明確にするために、決算書の事業の実施状況について、現在は成果のみの記載となっているが、予定量を明示するものとはならないかとの質疑に対し、事務事業の実施状況については、一目で予定量と成果を検証できることから、まちづくり基本条例の趣旨を十分に踏まえながら、可能な限り明示できるよう検討していきたいとの答弁がありました。

なお、認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第7号、認定第10及び書面審査に関して質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号ないし認定第10号については、原案のとおり認定すべきも

のと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、交渉にいただけますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第67号及び議案第68号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第67号「北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件」及び議案第68号「美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件」の以上2件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第69号及び議案第70号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 69 号「美唄市印鑑条例の一部改正の件」**及び**議案第 70 号「美唄市手数料徴収条例の一部改正の件」**の以上 2 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 71 号ないし議案第 73 号の以上 3 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 71 号「令和 2 年度美唄市一般会計補正予算（第 7 号）」**ないし**議案第 73 号「令和 2 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 2 号）」**の以上 3 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第 1 号ないし認定第 10 号の以上 10 件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第 1 号「令和元年度美唄市一般**

**会計決算認定の件」**ないし**認定第10号「令和元年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件」**の以上10件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

---

●議長金子義彦君 次に、日程の第 3 議案第 74 号「美唄市農業委員会委員任命の件」を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長板東知文君 ただいま上程されました、議案第 74 号美唄市農業委員会委員任命の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、現在の委員に 1 名の欠員が生じておりますことから、本市農業委員会委員として伊藤貢三氏の任命につきまして、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明をありました議案第 74 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第74号、美唄市農業委員会委員認定の件**は原案のとおり、**合意**することに決定されました。

---

●議長金子義彦君 次に日程の第 4、意見書案第 5 号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」ないし日程の第 6、

意見書案第7号「種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書」の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。はじめに、意見書案第5号及び意見書案第6号について、3番齋藤久美夫議員。

●3番齋藤久美夫議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第5号及び意見書案第6号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に変えさせていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の 確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災・雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政政策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

#### 記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するこ

と。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収になることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月18日

北海道美唄市議会

#### 国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な

土地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである、「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限に発揮されるよう、生産性向上に資する高規格幹線道路のネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠であります。

また、本道は近年、豪雨、暴風雨、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっています。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光を初めとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化を図れるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強

く要望します。

#### 記

1. 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2. 高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3. 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4. 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6. 泊発電所周辺道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠

で確保すること。

7. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 18 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 次に、意見書案第 7 号について、8 番松山教宗議員。

●8 番松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 7 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明と変えさせていただきます。

#### 種苗法の慎重な審議を求める要望意見書

主要農作物種子方が 2018 年 4 月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払拭されない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出されました。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく係る案件として捉えており、近年、問題となっているわが国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要であります。その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者への権利（自家増殖）は弱められ新たな費用負担が生じるなどの課題が山積しており

ます。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されています。

こうした中で、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できずに、今秋開会予定の臨時国会で継続審議となりました。

このため、種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農産物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠であります。

美唄市においても、基幹産業である農業（米、小麦、大豆等）の各種農作物種子は、現在優良登録品種（米 167t、小麦 290 t、大豆 123 t 他）を主体に作付けされていることにより、安全・安心な作目提供がされています。このことから試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねません。

については、種苗法改正案の審議にあたって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間を掛けて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付けできるよう、慎重に取り扱いをされますよう要望いたします。

#### 記

1. 今回の改正により、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。
2. 主要農作物種子法において機能していた、都道府県における公的機関の地域の特色を生

かした種子の研究・開発などを、今まで通り国が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。

3. 国内外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。  
以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年9月18日

北海道美唄市議会

を閉会いたします。

---

午前10時50分 閉会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました、意見書案第5号ないし意見書案第7号の以上3件については、別にご発言もないですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第5号「新型コロナウイルス感染症法影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」ないし意見書案第7号「種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書」の以上3件は、原案のとおり可決**されました。

---

●議長金子義彦君 以上をもちまして、今定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって令和第3回美唄市議会定例会

